

愛知地方最低賃金審議会
第3回愛知県最低賃金専門部会議事録

令和元年8月5日(月曜日)

午前10時00分～午前10時25分

名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

出席(公益代表委員) 服部部会長、中山部会長代理、小野木委員
(労働者代表委員) 木戸委員、浜委員、三屋委員
(使用者代表委員) 浦山委員、梶原委員、澁谷委員
(事務局) 黒部労働基準部長、近藤賃金課長、山田主任賃金指導官、
村瀬賃金指導官、丹下賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会第3回愛知県最低賃金専門部会を開催します。委員の皆様、全員出席です。配付資料は会議次第とセットし配付しています。議事進行について服部部会長お願いします。

服部部会長

本日の議事録の署名委員は、労働者側は浜委員、使用者側は梶原委員にお願いします。
議題(1)、令和元年度愛知県最低賃金の改正について、資料を事務局から説明してください。

山田主任賃金指導官

平成20年8月6日付の「中央最低審議会の平成20年度 地域別最低賃金額改定の目安について」答申時に示された最低賃金と生活保護費との比較について、最新のデータにより比較したものです。生活保護の最新データが平成29年度であることから、平成29年10月1日発行の愛知県最低賃金額871円を基にした1か月換算額、3の(注)にある124,586円と、2(3)にある平成29年度の生活保護費102,849円を比較し、愛知県最低賃金額が下回っているとは認められなかったという報告です。

服部部会長

事務局からの説明について、質問等ありますか。

(質問なし)

服部部会長

今日は、意見の合意が得られるよう委員の皆様方のご協力をお願いします。前回の審議を踏まえ、労使それぞれの意見を伺います。労働者側委員、いかがですか。

浜委員

以前から訴えている、誰もが1,000円という基本的な考え方はありますが、目安も出ましたので、その点はしっかり考慮して審議していきたいと思っています。前回伝えたのは、1,

000円に近づけるために、向こう3年、3回で1,000円に追いつくように34円という数字を出しました。今一度、考え方を示し審議したいと思います。

服部部会長

使用者側委員、いかがですか。

梶原委員

とても高い引き上げの目安が出たということで、特に中小企業に対する企業経営に影響を与えるという点では、大きな懸念を持っています。しかし目安は目安として尊重すべきとも考えています。

服部部会長

労使双方から意見を伺いましたが、現時点では改正額の一致には至っていないと考えます。ここで一旦休会とし、個別に打ち合わせを提案します。

(労使とも承諾し休会)

服部部会長

全体会議を再開します。労働者側から意見をお願いします。

浜委員

1,000円を求める気持ちはありますが、目安金額を重視することも必要かと思しますので、本来であれば目安より1円でも2円でも上げたいという気持ちがありますが、最後は目安金額でもやむを得ないと考えています。

服部部会長

使用者側の意見をお願いします。

梶原委員

目安は目安として尊重し、28円を考えています。

服部部会長

労使双方の意見を伺った結果、合意に協力をいただいたと考えて、今年度改正金額は、時間額926円、引上げ額28円とします。効力発生日は10月1日とし、労使の合意が得られたということによろしいでしょうか。

(労使とも了承)

服部部会長

それでは合意に達しましたので、引き続き、本審への報告書(案)を審議します。事務局で報告書(案)の用意をしてください。

(部会長が報告書(案)を確認)

服部部会長

報告書(案)を配付してください。

(報告書(案)を配付)

服部部会長

事務局で報告書（案）を読み上げてください。

村瀬賃金指導官

（案）

令和元年8月5日

愛知地方最低賃金審議会

会長 服部 一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会
愛知県最低賃金専門部会
部会長 服部 一郎

愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年7月3日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成29年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額871円）は平成29年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。委員名は省略いたします。

別紙1

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 926円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和元年10月1日

別紙2につきましては本日の配付資料と同一内容ですので省略いたします。

服部部会長

ただ今の報告書(案)について、何か質問はありますか。

(質問なし)

服部部会長

では、報告書(案)の案を削除し、当部会の意見として、本日、午後開催予定の本審へ報告します。

結審にあたり、基準部長から挨拶があります。

黒部労働基準部長

愛知県最低賃金に係る改正決定について、愛知地方最低賃金審議会会長への報告書を取りまとめいただき、ありがとうございます。

また、労使それぞれの立場による状況もあると思いますが、公益委員中心に真摯に御配慮いただきました。ここに全会一致により結審いただいたこと、重ねて感謝を申し上げます。

本日午後の第492回愛知地方最低賃金審議会において、答申を賜りたく、引続きよろしくお願ひ申し上げます。

服部部会長

議題(2)その他について、委員の方、何かありますか。

(特になし)

服部部会長

事務局から、連絡事項等ありますか。

山田主任賃金指導官

本日午後、本審があります。時間は午後2時から、会場はアイリス愛知です。

服部部会長

これで本日の審議を終了とします。

(署名欄)
部会長

[Redacted signature]

労働者側代表委員

[Redacted signature]

使用者側代表委員

[Redacted signature]

令和元年8月5日 第3回専門部会 議事録